

2020年9月7日

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課
電力産業・市場室パブリックコメント担当 御中

東京消費者団体連絡センター

「電力の小売り事業に関する指針」改定案に対する意見

【意見】

1. 該当箇所

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) イ

V) 電力料金に公共性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記

(意見)

公益性の観点から発電事業等に係る費用として回収されるべき費用（託送料金・賦課金）について、需要家への請求書・領収書等にその相当額を「記載することが望ましい」という表現ではなく「記載する必要がある」としてください。

(理由)

公益性の観点から発電事業等に係る費用として回収されるべき費用（託送料金・賦課金）について、需要家への請求書・領収書等にその相当額を記載する旨が盛り込まれたことは評価できます。しかし、「記載することが望ましい」というスタンスでは必ずしも当該費用相当額が記載されるとは限らず義務や罰則もないことから、各事業者により記載事項が異なり消費者には料金の内訳が示されないことが想定されます。そうなれば、消費者には電気事業者および電気料金の適正な比較検討、選択ができなくなります。それにより、電気事業の自由競争を阻害する恐れも出てきます。よって、「記載する必要がある」と変更してください。

2. 該当箇所

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) イ

V) 電力料金に公共性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記

(意見)

公益性の観点から発電事業等に係る費用として回収されるべき費用（託送料金・賦課金）の託送料金に算定される費目は送配電部門に係る費用とし、原子力関連一般費用は別に記載し説明が必要と考えます。

(理由)

託送料金は本来、送配電に係る費用を徴収するための料金であると消費者は認識しています。託送料金の内訳を記載する義務がない中では、原子力関係一般費用が含まれている事に

消費者は気が付かないまま電気料金を支払うこととなります。福島第一原子力発電所の事故前から原子力損害の賠償のために備えておくべきであった不足分の資金となる賠償負担金や、原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、原子力発電所を円滑に廃炉するための費用としての廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者が経済産業大臣の承認を受けた額を電気料金（託送料金）の一部として消費者から受け取る仕組みになっています。しかし、そもそも賠償負担金や廃炉円滑化負担金は原子力発電事業者が担うべきものと考えます。確実に徴収できる託送料金で徴収することは託送料金の使われ方として問題があります。原子力関連一般費用は別に記載し、かつ、説明することを義務化し指針の中に新たに明記してください。

以上